

		係る総合調整に すること。				
企 画 振 興 部	情 報 企 画 課	1 高度情報化社会 に対応する施策の 企画及び調整に関 すること。				
		2 行政情報化に係 る施策の企画、調 整及び推進に関す ること。				
企 画 振 興 部	地 域 政 策 課	1 地域の振興に係 る施策の企画、総 合調整（各部間と の調整を含む。）及 び推進に関するこ と。				
		2 過疎地域の振興 その他地域開発の 調査、企画及び調 整に関すること。				
		3 離島振興、半島 振興及び山村振興 の調査、企画及び 調整に関すること。				
		4 熊本都市圏振興 室に関すること。				
企 画 振 興 部	文 化 企 画 課	1 文化行政の振興 に係る施策の企画、 調整及び推進に関 すること。				

を

企 画 振 興 部	地 域 政 策 課	1 地域の振興に係 る施策の企画、総 合調整及び推進に 関すること。				
		2 過疎地域の振興 その他地域開発の 調査、企画及び調 整に関すること。				
		3 離島振興、半島 振興及び山村振興 の調査、企画及び 調整に関すること。				
		4 熊本都市圏振興 室に関すること。				
		5 企画振興部長室 に関すること。				
企	企	1 県政策の企画及				

画 振 興 部	画 課	び調査研究に關すること。			
		2 県総合計画の策定及び進行管理に關すること。			
		3 知事会、九州地方行政連絡會議及び九州地方開発推進協議會に關すること。			
企 画 振 興 部	川 辺 川 ダ ム 総 合 対 策 課	1 川辺川ダムに係る総合的な対策の企画及び調整に關すること。			
		2 球磨川流域の環境保全・改善対策等に係る総合調整に關すること。			
		3 五木・相良地域振興計画の推進に係る総合調整に關すること。			
企 画 振 興 部	情 報 企 画 課	1 高度情報化社会に対応する施策の企画、調整及び推進に關すること。			
		2 行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に關すること。			
企 画 振 興 部	文 化 企 画 課	1 文化行政の振興に係る施策の企画、調整及び推進に關すること。			

に改める。

別表第3 環境生活部環境政策課の項第1項分掌事務の欄中「環境行政」を「環境及び生活行政」に改め、「総合」を削る。

同表同部同課の項中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次のように加える。

5 循環型社会に関する施策の企画、総合調整及び推進に關すること。			
----------------------------------	--	--	--

別表第3 環境生活部廃棄物対策課の項第3項部（局）長専決事項の欄中第11号から第13号までを削り、第10号を第13号とし、第5号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、同項同欄第4号中「第15条の3第1項」を「第15条の2の6」に改め、「処理施設の許可の取消し又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項同欄第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

7 同法第15条の3の規定により処理施設の許可の取消しを行うこと。

別表第3 環境生活部廃棄物対策課の項第3項部（局）長専決事項の欄第3号中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同号を同項同欄第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 5 同法第15条の2の4の規定により処理施設設置者からの届出を受理すること。
- 別表第3環境生活部廃棄物対策課の項第3項部(局)長専決事項の欄中第2号を第3号とし、同項同欄第1号中「許可の取消し及び」を削り、同号の次に次の1号を加える。
- 2 同法第14条の3の2の規定により許可の取消しを行うこと。
- 別表第3環境生活部廃棄物対策課の項第3項課長専決事項の欄第6号及び第9号中「第4項」を「第6項」に改め、同項同欄第12号中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改め、同項同欄中第20号から第25号までを削る。
- 別表第3環境生活部廃棄物対策課の項第4項部(局)長専決事項の欄第1号中「第8条第2項」を「第8条第1項」に、「第9条第2項」を「第9条第1項」に改め、同項同欄第2号中「処理施設の許可の取消し又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。
- 同項同欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とする。
- 同項同欄第3号中「第9条の3第2項」を「第9条の3第3項」に、「第5項」を「第9項」に改め、同号を同項同欄第4号とし、同項同欄第2号の次に次の1号を加える。
- 3 同法第9条の2の2の規定により処理施設の許可の取消しを行うこと。
- 別表第3環境生活部廃棄物対策課の項第5項分掌事務の欄中「施設の環境衛生」を「廃棄物の処理等」に改め、同項部(局)長専決事項の欄に次の10号を加える。
- 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第60号)第7条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定に関すること。
- 2 同法第16条第1項の規定により改善命令を行うこと。
- 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第20条の規定により再資源化等の方法の変更その他必要な措置命令を行うこと。
- 4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第9条の規定により県分別収集促進計画の策定及び公表を行うこと。
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第20条第3項の規定により関連事業者に対し勧告に係る措置命令を行うこと。
- 6 同法第51条の規定により引取業者の登録を取り消し、又は事業の停止命令を行うこと。
- 7 同法第58条の規定によりフロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の停止命令を行うこと。
- 8 同法第66条の規定により解体業の許可の取消し又は事業の停止命令を行うこと。
- 9 同法第72条において準用する第66条の規定により破碎業の許可の取消し又は事業の停止命令を行うこと。
- 10 同法第90条第3項の規定により勧告に係る措置命令を行うこと。
- 別表第3環境生活部廃棄物対策課の項第5項課長専決事項の欄に次の17号を加える。
- 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による保管等の届出を受理すること。
- 2 同法第9条の規定により保管等の状況を公表すること。
- 3 同法第12条第2項の規定による承継の届出を受理すること。
- 4 同法第14条の規定により確実かつ適正な処理の実施の確保に関し指導及び助言を行うこと。
- 5 同法第17条の規定により保管又は処分に関し報告の徴収を行うこと。
- 6 同法第18条第1項の規定により保管又は処分に関し立入検査等を行うこと。
- 7 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第4項及び第5項の規定により市町村分別収集計画の受理及び助言等を行うこと。
- 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律第19条の規定により登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又は許可を受けた解体業者若しくは破碎業者に対し指導及び助言を行うこと。
- 9 同法第20条第1項及び第2項の規定により関連事業者及びフロン類回収業者に対し勧告を行うこと。
- 10 同法第42条から第49条までの規定により引取業者の登録、登録の更新、申請書の受理、登録の実施、登録の拒否、変更届及び廃業届の受理、登録簿の閲覧、登録の抹消並びに通知を行うこと。
- 11 同法第53条から第57条までの規定及び第59条において準用する第47条から第49条までの規定によりフロン類回収業者の登録、登録の更新、申請書の受理、登録の実施、登録の拒否、変更届及び廃業届の受理、登録簿の閲覧、登録の抹消並びに通知を行うこと。
- 12 同法第60条から第64条までの規定により解体業の許可、許可の更新、申請書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。
- 13 同法第67条から第71条までの規定及び第72条において準用する第64条の規定により破碎業の許可、許可の更新、申請書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。
- 14 同法第90条第1項の規定により関連事業者に対し勧告を行うこと。
- 15 同法第125条の規定により県警本部長の意見を聴くこと。
- 16 同法第127条の規定により関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、及び協力を求めること。
- 17 同法第131条第1項の規定により立入調査を行うこと。
- 別表第3環境生活部水俣病対策課の項第1項分掌事務の欄中「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)及び」を削り、同項知事決裁事項の欄中